資料２

平成 23 年度練馬区協働事業提案制度事業実施スケジュール（案）

提案事業の募集・受付
８月１日～９月３０日

協働事業企画提案書の提出にあたり、区事業関係課と意見交換を行うことができます（事前に意見交換シートを提出）。また、企画提案書を書くにあたりアドバイスが欲しいという団体は、ＮＰＯ活動支援センターにご相談ください。

↓

一次審査（書類）
（１０月）

提出された書類は、協働事業提案制度審査委員会で一次審査を行い、二次審査の対象となる提案事業を選定します。（二次審査の対象事業に対して、審査委員会より実施方法等について意見を出す場合があります。）

↓

事業関係課との意見交換
（１１月）

二次審査の対象となった事業の提案団体は、事業の実現性、効率性を高めるため、区事業関係課と意見交換を行い、必要に応じて企画書等の修正を行います。

↓

公開プレゼンテーション
二次審査（１２月）

二次審査の対象となった事業の提案団体は、公開プレゼンテーションの場で提案事業の内容を説明し、審査委員からの質疑に対して応答していただきます。

公開プレゼンテーションに参加できない団体は、審査の対象外となります。

プレゼンテーション終了後、審査会（非公開）を開催し、協働事業に適した事業を選定します。

↓

候補事業の決定（１２月）

区長は、審査委員会の選定結果を踏まえ、協働事業の候補事業を決定します。

↓

候補事業の提案団体と事業関係課が事業化に向けて協議（平成 24 年１月～）

候補事業の提案団体は、事業関係課と事業化に向けて、具体的な協議を行います。

↓

事業化決定・協定書等の作成（３月～）

候補事業の提案団体は、区事業関係課との協議が整った段階で、協働事業の実施にかかる協定書を作成し、取り交わします。

なお、事業化の決定は、平成 24 年度予算の成立が条件となります。

↓

事業実施（４月～）

↓

中間評価（確認）（10 月）

事業実施団体と区事業関係課は、協働事業の進捗状況と協働のプロセスについて確認を行います。その際、練馬区区民協働推進会議の委員よりアドバイス等を行う場合があります。

↓

事業完了（平成 25 年３月）

事業実施団体は、事業完了後、事業報告書を作成し、区へ提出していただきます。

↓

最終評価（平成 25 年 5 月）
公開事業報告会

事業実施団体と区事業関係課は、協働事業の評価を行います。また、公開事業報告会に参加し、事業報告を行っていただきます。その後、練馬区区民協働推進会議が、協働事業の評価を行い、評価結果を公表していきます。